

大阪市ホームページのリニューアルのお知らせ

「建築基準法上の道路種別と道路判定等（船場建築線）」

本市ホームページに掲載しております建築基準法上の道路種別の建築線におきまして、中央区船場地区の船場建築線の説明および指定状況図（参考図）をリニューアルしましたのでお知らせいたします。

船場建築線は、土地の高度利用を図るため、昭和14年4月4日（大阪府告示404号）に旧市街地建築物法第7条ただし書の規定に基づき指定された建築線で、現在は建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の境界線とみなされています。

概ね、東西方向の道路については、認定道路の中心より6m後退（道路幅員12m）、南北方向の道路については、認定道路中心より5m後退（道路幅員10m）した位置に建築線が指定され、建築線が交差する部分については、辺長2.5mのすみ切り（街角剪除）を行う形に指定されています。

（一部上記の説明と異なる箇所がありますので、詳しくは「船場建築線の指定状況図（参考図）」でお確かめください。）

なお、建築線は、土地の所有権とはかわりなく指定されたものである点にご注意ください。

詳細は大阪市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012045.html#3>

船場建築線についてのQ&A

https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000012/12045/senbakentikusen_QA.pdf

